

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年2月9日

横浜市契約事務受任者
環境創造局長 遠藤 賢也

- 1 契約の概要
下水道設備課工事事務所埋設水道管緊急応急措置修理
- 2 履行（納品）場所
保土ヶ谷区天王町2-47-1
- 3 契約日
令和5年1月9日
- 4 履行日又は履行期間
令和5年1月9日から令和5年1月31日
- 5 契約金額
¥458,000.-（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 ¥41,636.-）
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
有限会社伸興設備 代表取締役 梅澤 啓子
横浜市瀬谷区宮沢1-26-10
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
埋設水道管から漏水しており、このまま漏水が続くと地中部分が空洞化する恐れがあります。
また、漏水を止めるため水道の元バルブを閉止すると建物全ての水道が使用できず、緊急に応急措置修理を行わないと事業継続に支障を及ぼす恐れがあったため、当該随意契約を行わざるを得ませんでした。
- 8 契約の相手方の選定理由
横浜市の登録業者のうち、工種：管、細目：給排水衛生設備工事での登録がある市内中小企業の中から、横浜市指定給水装置工事業者であり、かつ速やかに修理が可能であるとの回答が得られたため、有限会社伸興設備を契約の相手方として選定しました。
- 9 所管課
環境創造局下水道設備課